

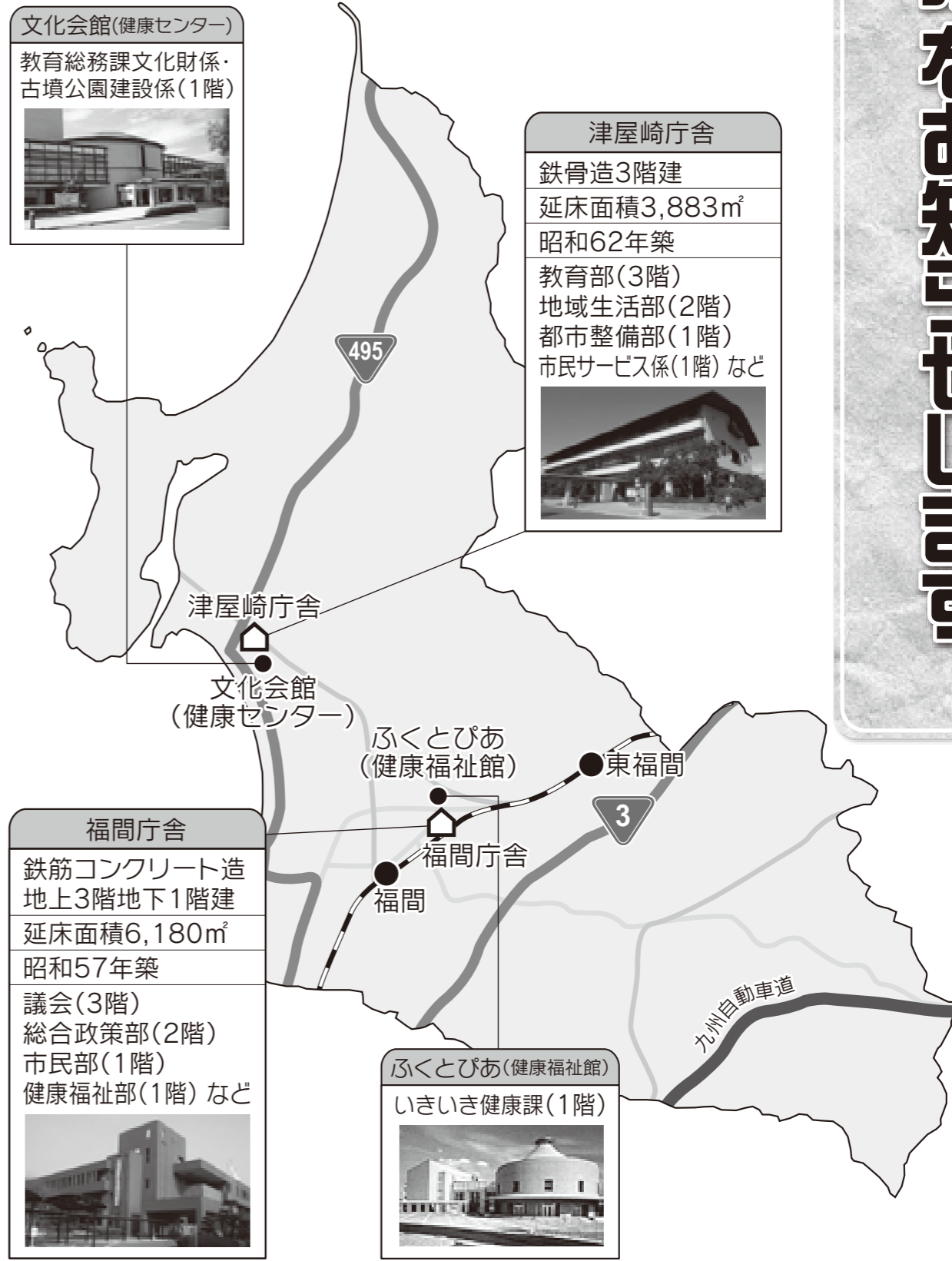
福津市役所庁舎統合調査 検討結果をお知らせします

庁舎の現状

福津市役所は、平成17年1月の合併時から、主たる事務所を福間庁舎とし、主に福間・津屋崎の2つの庁舎に組織を分散して配置する分庁方式をとっています。

現在、福間庁舎には市民課や税務課などの市民部をはじめ健康福祉部や総合政策部、議会などを、津屋崎庁舎には維持管理課や下水道課などの都市整備部をはじめ地域生活部、教育部、市民課市民サービス係などを配置しています。

この分庁方式は、合併時の協定事項に基づき、福津市誕生時より採用しているものです。また、庁舎の他に、ふくとぴあ健康福祉館にはいきいき健康課を、文化会館健康センターには教育総務課の一部を配置しています。



分庁方式の問題

分庁方式を採用し8年が経過しましたが、組織が分散していることにより、次のような問題が生じています。

●市民サービスの問題

市民が市役所を訪れる際、目的の部署がどの庁舎・施設にあるのか分かりにくい。また、来庁者の用件が複数ある場合、移動しなければならぬことがある。

●行政効率の問題

行政部署間の会議や打合せ、事務決裁手続きを迅速に行えない。電話やメールだけでは対応できない用件も多く、正確で効率的な行政運営を行う上で大きな課題であり、事務の遅れが市民サービスの遅れにつながっている。

●経費の問題

庁舎管理経費が両庁舎併せて年間約9千7百万円掛かっている。また、職員が庁舎間を行き来するための人件費や公用車など経費も、推計で年間2千9百万円掛かっている。

●災害対応の問題

現在、福間庁舎には災害対策を担当する生活安全課が

あり、災害時には対策本部が設置される。一方、災害時に被災状況を把握し復旧作業を中心となつて行う都市整備部・地域生活部は津屋崎庁舎にあり、対策本部の実行体制として、効率性・迅速性における課題がある。

問題解決に向けて

合併時の協定では、「将来の庁舎のあり方については新市で検討する」とされていました。平成19年3月に策定した福津市総合計画では、健全な行政経営を進めるために、庁舎の一本化を進めることを掲げました。

市はこれを受け、平成23年1月に庁舎統合に関する市民アンケート調査を行うなど、庁舎の統合に向けた取り組みを行っています。

昨年度は、福間庁舎もしくは津屋崎庁舎、新庁舎への統合など、庁舎統合の方法に関する調査を専門業者に委託して行いました。

今年3月末、専門業者より調査結果の報告がありましたので、その概要をお知らせします。

調査結果の概要

調査は、次の流れに沿って行った。

- 1 統合庁舎に必要な基準延床面積を算定
- 2 福間庁舎や津屋崎庁舎への統合や新築など、9つの庁舎統合パターンを設定
- 3 9つの統合パターンに対する総合評価の実施

1 統合庁舎基準延床面積の算定

庁舎を統合する場合、統合する庁舎にどのくらいの面積が必要なのか、基準となる延床面積を設定する。必要とする面積は、庁舎の機能を下の表の区分に分類し、現状の庁舎などの面積からの積み上げを基本としながら、重複する機能や余剰面積をできる限り除き、一方で部署により現状で不足している面積を加えた上で算定すると、次の表の通りとなる。

【統合庁舎基準延床面積算定表】

| 番号 | 区分 | 説明 | 面積(㎡) | 算定方法 |
|------------|------|-------------------|----------|--|
| 1 | 事務室 | 事務室、市長室、副市長室、教育長室 | 2,773.75 | 余剰分を除いた両庁舎事務室面積を勤務職員数で割って1人当たり面積を求め、これに統合時の職員数を乗じて算定。市長室などは実面積を算定。 |
| 2 | 倉庫 | 庁舎内倉庫、書庫 | 526.10 | 福間庁舎の倉庫・書庫面積に、その他施設の倉庫・書庫面積から余剰分を差し引いた面積を加えて算定。 |
| 3 | 会議室 | 会議室 | 550.57 | 現両庁舎会議室数と同等程度の室数で、室の広さは用途・目的に応じてバランスの良い配分を想定。 |
| 4 | 他諸室 | 相談室、電算室、機械室、トイレなど | 1,235.94 | 福間庁舎の他諸室面積に、その他施設の他諸室面積から余剰分を差し引いた面積を加えて算定。 |
| 5 | 議会機能 | 議場、委員会室、正副議長室など | 920.05 | 現況議会機能面積。 |
| 6 | 交通部分 | 廊下、階段、ロビーなど | 2,102.24 | 庁舎面積算定において一般的に使用されている機能部分(1~5の合計)の35%で算定。 |
| 統合庁舎基準延床面積 | | | 8,108.65 | 1~6の合計 |

2 庁舎統合パターンの設定

福間庁舎への統合や津屋崎庁舎への統合、新庁舎建築など、以下の①～⑨案を統合パターンとして設定した。

| 統合パターン | | 不足面積の対応方法 |
|--------|---|-----------------------|
| ①案 | 全ての部署を福間庁舎に集約 | 延床面積約2,000㎡の増築棟を建築 |
| ②案 | 全ての部署を津屋崎庁舎に集約 | 延床面積約4,200㎡の増築棟を建築 |
| ③案 | 津屋崎庁舎に配置されている部署のみ福間庁舎に集約 | 延床面積約1,300㎡の増築棟を建築 |
| ④案 | 福間庁舎に配置されている部署のみ津屋崎庁舎に集約 | 延床面積約3,600㎡の増築棟を建築 |
| ⑤案 | 津屋崎庁舎に配置されている部署を可能な限り福間庁舎に集約 福間庁舎に収容できない部署は、増築せず津屋崎庁舎に継続配置 | 津屋崎庁舎を延床面積約1,300㎡継続利用 |

3 庁舎統合パターンに関する総合評価判定表 2 で設定した9つの統合パターンについて、総合評価判定を行う。

【総合評価の方法】

・10個の評価項目に対して、○△×の4段階評価を行う。評価の視点それぞれにおいて×の評価があった案については、その時点で統合案として不適と判断し、以降の評価から除外する。最終的に残った案の中から、○を3点、△を2点、×を1点として採点し順位をつける。

【総合評価判定表】

| 評価の視点 | 評価項目 | 細目 | 評価の指標 | 庁舎統合パターン（2 で設定した案） | | | | | | | | | 判定の内容など |
|--------------------|------------------|----------------------|---------------------------|--------------------|--------------|--------------|--------------|----|----|--------------|--------------|----------------|---|
| | | | | ①案 | ②案 | ③案 | ④案 | ⑤案 | ⑥案 | ⑦案 | ⑧案 | ⑨案 | |
| （統合の 必要性 目的） | 市民サービスの向上 | 行政窓口の集約 | 行政部署集約の程度 | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | ○：行政窓口、又は行政組織が集約できる。 △：行政組織が概ね集約できる。 △：行政窓口の集約が分庁方式より少し改善できる程度。 ×：行政組織が少し集約できる程度で、分庁方式と変わらない。 |
| | 行政運営の効率化 | 行政組織の集約 | | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ | |
| 実現性 | 経費 | 建設費 | 新築・増築費、既存庁舎改修費 | 470,400 ○ | 900,500 △ | 340,400 ○ | 770,500 △ | | | 273,800 ○ | 697,100 △ | 3,580,000 × | 単位：千円 コストがかからないほど評価が高い（～3億：○、3億～6億：△、6億～10億：△、10億以上：×） ※新築・増築費、既存庁舎改修費のみの額であり、倉庫などの付帯工事費は含まれていない。 また、庁舎機能の向上に関する費用も含まれていない。 |
| | | 維持管理費 | 庁舎管理経費 | 78,000 ○ | 79,000 ○ | 77,100 ○ | 78,100 ○ | | | 75,600 ○ | 78,000 ○ | 78,000 ○ | |
| | 建設の実現性 | 用地取得の現実性 | 新築用地および駐車場用地取得の現実性 | ○ | △ | ○ | △ | | | ○ | △ | × | ○：駐車場の不足分については、既存市有地にて対応が可能。 △：敷地内に増築した場合、駐車場や他の施設の機能を損うため、現実性が低い。 また、駐車場不足分の用地取得が必要。 ×：必要な面積の用地取得が難しく、土地購入費も高額となる。 |
| 妥当性（利便性） | 市民の利便性（地方自治法第4条） | 交通の利便性 | 市民が庁舎へ来庁する際の費用負担 | ○ | △ | ○ | △ | | | ○ | △ | | 庁舎への移動負担に関する交通解析結果より |
| | | 他の官公署等及び市外からの来庁者との関係 | 市民等が(来庁時に併せて)利用する際の利便性 | ○ | △ | ○ | △ | | | ○ | △ | | ○：福間庁舎は、主要地方道福間宗像玄海線に近接し、宗像地区の主要官公署および銀行などの公益施設等へのアクセス性が高い。また、国道3号線、JR福間駅にも近く市外からのアクセス性も高い。 △：津屋崎庁舎は、福間庁舎と比べ、前述の主要な幹線道路からやや離れている。 |
| | まちづくりの方向性 | 都市計画マスタープランとの整合性 | 拠点の位置付け | ○ | △ | ○ | △ | | | ○ | △ | | ○：都市計画マスタープラン(まちづくり構想図)に位置付けられる中心拠点。 △：同地域拠点。 |
| | 災害時の対応 | 災害対策の優位性 | 行政部署集約の程度 庁舎立地の状況 | ○ | ○ | ○ | △ | | | ○ | △ | | ○：行政組織が集約され、かつ主要幹線道路が集中し市内各地域や消防・警察などへのアクセス性も高い。 ○：②案は、行政組織は集約されるが、福間庁舎に比べてアクセス性が低い。 ③案⑦案は、○と比較して行政組織が完全に集約されていない。 △：行政組織が完全に集約されず、かつ福間庁舎に比べてアクセス性が低い。 |
| | 公共施設サービスへの影響 | 公共施設を庁舎として活用する場合の影響 | 現在提供している公共施設サービスに与える影響の程度 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | △ | △ | | ○：公共施設サービスに影響がない。 ○：公共施設サービスに影響ないが、増築によって駐車場や施設の機能を損なう。 △：施設の一部を事務室として利用するため、使用できなくなる。 |
| 採点 | | | | 27点 | 17点 | 25点 | 15点 | | | 24点 | 14点 | | |
| 順位 | | | | 1 | 4 | 2 | 5 | | | 3 | 6 | | |

| 統合パターン | | 不足面積の対応方法 |
|--------|---|----------------------|
| ⑥案 | 福間庁舎に配置されている部署を可能な限り津屋崎庁舎に集約 津屋崎庁舎に収容できない部署は、増築せず福間庁舎に継続配置 | 福間庁舎を延床面積約3,600㎡継続利用 |
| ⑦案 | 津屋崎庁舎に配置されている部署のみ福間庁舎に集約 市立図書館2階研修室を庁舎として利用 | 延床面積約950㎡の増築棟を建築 |
| ⑧案 | 福間庁舎に配置されている部署のみ津屋崎庁舎に集約 文化会館健康センター1階を庁舎として利用 | 延床面積約3,200㎡の増築棟を建築 |
| ⑨案 | 新庁舎を建設し、全ての部署を集約 | 延床面積約8,100㎡の新庁舎を建築 |

※全ての部署とは、福間庁舎、津屋崎庁舎、ふくとびあ、文化会館健康センターに配置している部署をいう。
※不足面積は、3ページの統合庁舎基準延床面積から福間庁舎または津屋崎庁舎などの既存施設の延床面積を引いて算定。

庁舎統合につきましては、これまで市長として、最重要課題と捉え取り組んできました。昨年策定いたしました第2次行財政改革大綱におきましても重点的な取り組みとして位置づけているところです。

このたび専門調査による統合方法に関する評価結果が示されました。「市民サービスの向上」や「行政運営の効率化」、「災害時の対応」などの観点から総合評価判定が行われ、9つの庁舎統合パターンのうち、「全ての部署を福間庁舎へ集約する」案が、最も評価が高いという結果となりました。

これに加え、平成23年1月に実施した住民意向調査結果も踏まえ市として総合的に判断した結果、「全ての部署を福間庁舎へ集約すること」を最終方針とし、今後庁舎統合を進めていきたいと思っております。

また、津屋崎庁舎の活用に関しましては、引き続き市民サービス窓口を設置することが必要と考えており、その他の活用方法としましては、以前から懸案であった市立図書館分館の設置も含め、今後市民の皆様のご意見・ご要望をお聞きしながら活用計画を策定し、さらに地域が賑わい、活性化したと言われるよう全力で臨む所存であります。

福津市長 小山達生

市民説明会を開きます

庁舎統合の調査結果の詳細については、市公式ホームページに掲載します。
また、調査結果を踏まえた市の庁舎統合方針に関する市民説明会を、次の通り開催します。

【説明会の主な内容】

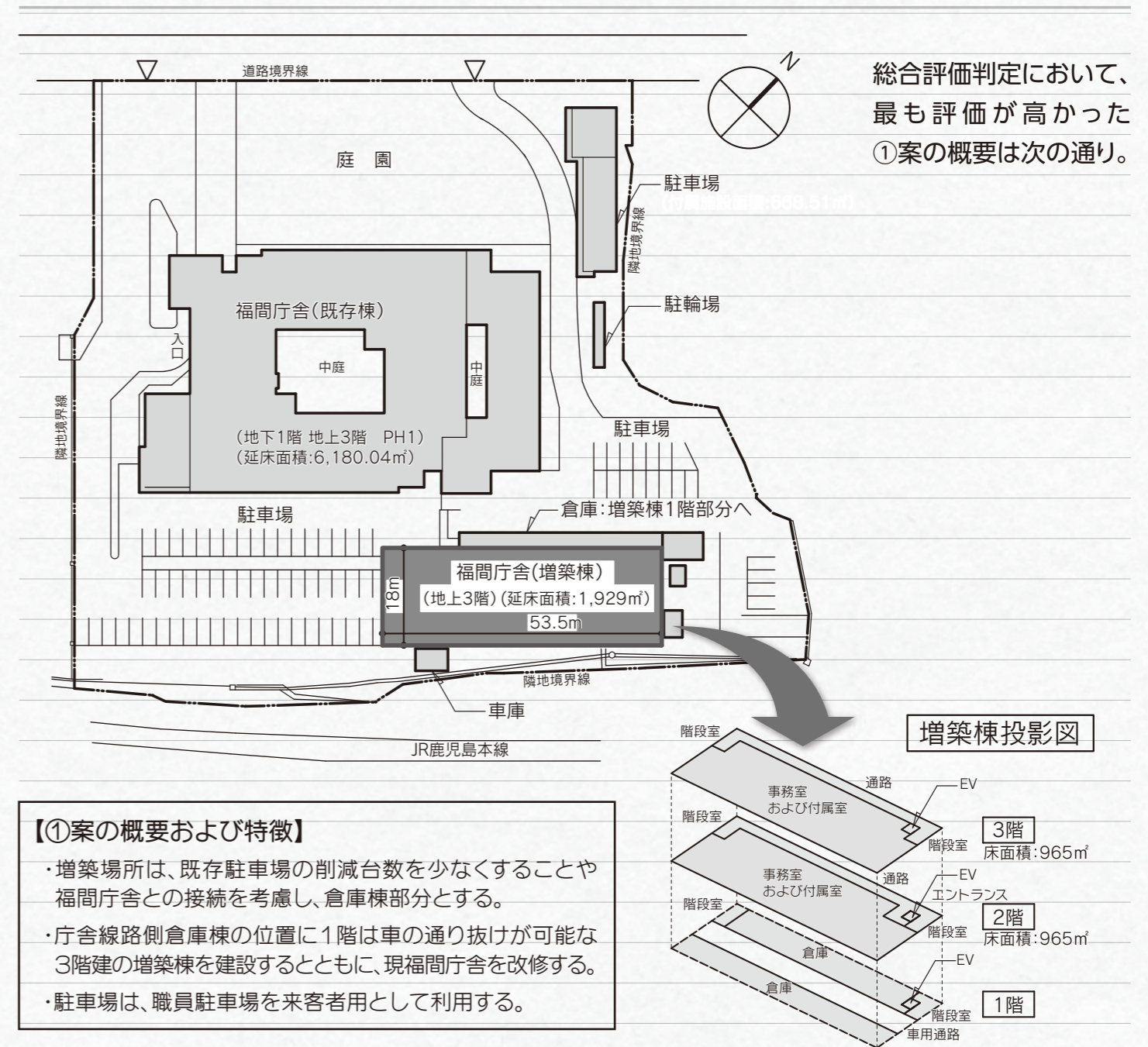
・調査結果の報告 ・福間庁舎への統合方針の説明 ・津屋崎庁舎の活用方法に関する意見聴取

【日時・場所】

- ・6月29日(土) 19:00～ ふくとびあ健康福祉館1階 健康プラザ
- ・6月30日(日) 14:00～ 文化会館2階 大研修室
- ・7月 2日(火) 19:00～ 福間東中学校 図書室
- ・7月 3日(水) 19:00～ あんずの里ふれあいの館 研修室
- ・7月 4日(木) 19:00～ 宮司コミュニティセンター 多目的ホール

※どの会場に来場いただいても構いません。

【問い合わせ】 市行政経営企画課(福間庁舎) ☎43・8121



※参考 庁舎統合に関する住民意向調査結果(抜粋)

- ・平成23年1月、郵送による配布、回収にて実施
- ・無作為抽出による市内在住の20歳以上の男女3,000人に調査
- ・回答数2,018人(回答率67.3%)

7. 市役所を統合した方が良いと思うか

| 項目 | 割合(%) |
|--------------|-------|
| 統合した方が良いと思う | 44.5 |
| 統合する必要はないと思う | 32.8 |
| どちらでもよい | 13.1 |
| わからない | 6.9 |
| 無回答 | 2.7 |

10. 統合する場合、市役所はどこが良いか

| 項目 | 割合(%) |
|----------|-------|
| 福間庁舎 | 86.5 |
| 津屋崎庁舎 | 4.3 |
| 新たな場所に建設 | 7.2 |
| その他・無回答 | 2.0 |

11. 今ある庁舎に統合する場合、建物面積が不足するが、どのように増築工事をすべきか

| 項目 | 割合(%) |
|-------------------------------------|-------|
| 庁舎機能を充実するため、市役所に全ての部署を集約するよう増築すべき | 49.0 |
| 増築の費用を抑えるため、近くの公共施設に一部の部署を配置し、増築すべき | 30.5 |
| その他・無回答 | 20.5 |

※10・11は7で統合した方が良いと思うと答えた人のみ回答する質問です